

【保障の概要】	全入院保障付八大疾病保障(充実プラン)		八大疾病保障(ライトプラン) ※全入院保障は付帯されません	
ご利用いただける方	住宅ローンをご契約いただける方で、ご加入時に健康であり、正常に就業されている方(ご加入には審査があります)。ガンに罹患されたことのある方はご利用いただけません。ご加入にあたっては、お客様の健康状態等について所定の書面により告知いただきます。告知の内容により、保険会社にご加入をお断りすることがあります。診断給付金または債務繰上返済支援保険金が1億円を超える場合、告知書に加えて診断書が必要になります。			
お借入時の年齢範囲	ローンご契約者さまで46歳未満の方			
お借入利率	100%給付型…ご契約の住宅ローンお借入利率に年0.3%上乗せ 50%給付型…ご契約の住宅ローンお借入利率に年0.15%上乗せ		100%給付型…ご契約の住宅ローンお借入利率に年0.2%上乗せ 50%給付型…ご契約の住宅ローンお借入利率に年0.1%上乗せ	
ガン	<p>【診断給付金】保障開始日以降に生まれて初めてガン(悪性新生物)に罹患し、医師に診断確定された場合に、診断給付金が支払われ、債務の返済に充当されます。100%給付型はローン残高の100%相当額が診断給付金として支払われます。50%給付型はローン残高の50%相当額が診断給付金として支払われます。診断給付金はローン期間を通じて1回のみです。保障開始日の前に罹患したガンについては、診断確定が保障開始日以降であっても、診断給付金は支払われません。</p> <p>※「上皮内新生物(上皮内ガン)」*は、お支払対象外です。</p> <p>*「上皮内新生物(上皮内ガン)」とは、腫瘍細胞が上皮内または粘膜内に止まっている状態をいい、病理上ガン(悪性新生物)とは別の病変として分類されています。「上皮内新生物(上皮内ガン)」には、大腸の粘膜内ガン、膀胱や尿路、乳管などの非浸潤ガンを含みます。</p>			
急性心筋梗塞 脳卒中	<p>【診断給付金】保障開始日以降に急性心筋梗塞もしくは脳卒中を発病し、初めて医師の診療を受けた日から60日以上所定の状態が継続したと医師によって診断された場合、診断給付金が支払われ、債務の返済に充当されます。100%給付型はローン残高の100%相当額が診断給付金として支払われます。50%給付型はローン残高の50%相当額が診断給付金として支払われます。診断給付金はローン期間を通じて1回のみです。</p> <p>※「所定の状態」については、就業不能信用費用保険および失業信用費用保険の「契約概要」「注意喚起情報」で必ずご確認ください。</p>	<p>【保険金】保障開始日以降に、急性心筋梗塞・脳卒中により就業できない状態となり、ローンの返済日が到来した場合、最長12カ月(保障期間を通算して36カ月(支払限度期間))を限度としてローン契約上の毎月の返済分相当額が保険金として支払われます。</p> <p>【債務繰上返済支援保険金】保障開始日以降に、急性心筋梗塞・脳卒中により就業できない状態となり、その日から12カ月を経過した日の翌日午前0時までその状態が継続した場合、債務繰上返済支援保険金が支払われ、債務の返済に充当されます。100%給付型はローン残高の100%相当額が債務繰上返済支援保険金として支払われます。50%給付型はローン残高の50%相当額が債務繰上返済支援保険金として支払われます。</p> <p>※就業できない(就業不能)状態とは、入院または医師の指示による自宅療養等により、被保険者本人の経験・能力に応じたいかなる業務にもまったく従事できない状態をいいます。</p>		
高血圧症 糖尿病 慢性腎不全 肝硬変 慢性膵炎	<p>【保険金】保障開始日以降に、5つの重度慢性疾患(高血圧症・糖尿病・慢性腎不全・肝硬変・慢性膵炎)により就業できない状態となり、その状態が2カ月を超えて継続し、ローンの返済日が到来した場合、最長10カ月(保障期間を通算して36カ月(支払限度期間))を限度としてローン契約上の毎月の返済分相当額が保険金として支払われます。</p> <p>【債務繰上返済支援保険金】保障開始日以降に、5つの重度慢性疾患により就業できない状態となり、その日から12カ月を経過した日の翌日午前0時までその状態が継続した場合、債務繰上返済支援保険金が支払われ、債務の返済に充当されます。100%給付型はローン残高の100%相当額が債務繰上返済支援保険金として支払われます。50%給付型はローン残高の50%相当額が債務繰上返済支援保険金として支払われます。</p> <p>※就業できない(就業不能)状態とは、入院または医師の指示による自宅療養等により、被保険者本人の経験・能力に応じたいかなる業務にもまったく従事できない状態をいいます。</p>		<p>【保険金】保障開始日以降に、5つの重度慢性疾患(高血圧症・糖尿病・慢性腎不全・肝硬変・慢性膵炎)により就業できない状態となり、その状態が継続し、ローンの返済日が到来した場合、最長12カ月(保障期間を通算して36カ月(支払限度期間))を限度としてローン契約上の毎月の返済分相当額が保険金として支払われます。</p> <p>【債務繰上返済支援保険金】保障開始日以降に、5つの重度慢性疾患により就業できない状態となり、その日から12カ月を経過した日の翌日午前0時までその状態が継続した場合、債務繰上返済支援保険金が支払われ、債務の返済に充当されます。100%給付型はローン残高の100%相当額が債務繰上返済支援保険金として支払われます。50%給付型はローン残高の50%相当額が債務繰上返済支援保険金として支払われます。</p> <p>※就業できない(就業不能)状態とは、入院または医師の指示による自宅療養等により、被保険者本人の経験・能力に応じたいかなる業務にもまったく従事できない状態をいいます。</p>	
全入院保障 (病気・ケガによる入院)	<p>1.保障開始日以降に病気やケガで入院した場合、入院一時金10万円が支払われます。</p> <p>※ローン期間を通算して12回を限度とします。※保険金が支払われた入院が終了した日の翌日から180日以内に、前回と同一の原因により再び入院されたときは、前回と継続した同一の入院として取り扱い、この保険金の支払対象とはなりません。</p> <p>2.保障開始日以降に病気やケガで入院し、入院のため就業不能状態が継続し、ローン返済日が到来した場合、1回の入院につき最長2カ月まで、毎月のローン返済相当額が入院保険金として支払われます。</p> <p>※ローン期間を通算して36カ月を限度とします。(支払限度期間。詳細は就業不能信用費用保険および失業信用費用保険の「契約概要」「注意喚起情報」をご確認ください。)※ローン返済日まで継続して入院していることが必要です。※保険金が支払われた入院が終了した日の翌日から180日以内に、前回と同一の原因により再び入院されたときは、前回と継続した同一の入院として取り扱います。</p> <p>3.保障開始日以降に病気やケガで入院し、入院のため就業不能状態が2カ月継続した場合、入院一時金30万円が支払われます。</p> <p>※ローン期間を通じて支払回数の制限はありません。※保険金が支払われた入院が終了した日の翌日から180日以内に、前回と同一の原因により再び入院されたときは、前回と継続した同一の入院として取り扱い、この保険金の支払対象とはなりません。</p>			
失業保障	<p>【保険金】保障開始日以降に、勤務先の倒産、会社事由の解雇・希望退職の募集などの非自発的事由により失業状態となり、免責期間1カ月間を超えて、その非自発的失業状態が継続し、ローンの返済日が到来した場合、1回の失業にあたり最長3カ月(保障期間を通算して36カ月(支払限度期間))を限度として、ローン契約上の毎月の返済分相当額が保険金として支払われます。</p> <p>※被用者の方、自営業者、会社役員、公務員が、この保険にご加入いただけます。(就業されていない方は、ご加入いただけません。)※自営業者等の方は、本人の責めに帰すべき事由に依らない、やむを得ない事情により廃業する場合等に保険金が支払われます。※2020年11月1日以降に、当社住宅ローンをお借り入れのお客様が対象です。</p>			
保障期間	住宅ローンご返済期間			
保障開始日	<p>お借入日から3カ月を経過した日の翌日。お借入日から3カ月間を待機期間とし、その後保障が開始されます。</p> <p>【ガン・急性心筋梗塞・脳卒中保障について】保障開始日前にガンに罹患した場合、保障開始日以降に診断確定してもガン診断給付金は支払われません。また保障開始日前に急性心筋梗塞や脳卒中を発病した場合、保障開始日以降所定の状態が継続しても診断給付金は支払われません。</p> <p>【5つの重度慢性疾患保障について】お借入日前の発病、および保障開始日前に発生した就業不能状態については、保障開始日以降継続しても保険金、債務繰上返済支援保険金は支払われません。</p> <p>【全入院保障について】お借入日前に発生した病気やケガ、および保障開始日前に入院した場合は、保障開始日以降継続して入院していても入院一時金、入院保険金は支払われません。</p> <p>【失業保障について】保障開始日前に発生した失業状態については、保障開始日以降継続していても失業保障保険金は支払われません。</p>	<p>お借入日から3カ月を経過した日の翌日。お借入日から3カ月間を待機期間とし、その後保障が開始されます。</p> <p>【ガン保障について】保障開始日前にガンに罹患した場合、保障開始日以降に診断確定してもガン診断給付金は支払われません。</p> <p>【急性心筋梗塞・脳卒中・5つの重度慢性疾患保障について】お借入日前の発病、および保障開始日前に発生した就業不能状態については保険金、債務繰上返済支援保険金は支払われません。</p> <p>【失業保障について】保障開始日前に発生した失業状態については、保障開始日以降継続していても失業保障保険金は支払われません。</p>		
保障の終了	ローン契約の終了、もしくは満81歳の誕生日に達した場合。支払限度期間分の保険金が支払われた場合。			
ご留意事項	<p>【全入院保障付八大疾病保障(充実プラン)】【八大疾病保障(ライトプラン)】の付帯はご融資の条件ではありません。保障を付帯しないことも可能です。お借入期間中に保障種類の変更および【全入院保障付八大疾病保障(充実プラン)】【八大疾病保障(ライトプラン)】ではない住宅ローンへの変更はできません。保険金・診断給付金のお支払いには制限条件がございます。ご加入にあたっては、就業不能信用費用保険および失業信用費用保険の「契約概要」「注意喚起情報」で詳細を必ずご確認ください。また、保険内容の詳細やご不明な点については就業不能信用費用保険および失業信用費用保険の「契約概要」「注意喚起情報」に記載されている保険会社のお問い合わせ先へご連絡ください。</p>			
保険正式名称	<ul style="list-style-type: none"> ・就業不能信用費用保険(付帯特約:入院時のみ保障特約、悪性新生物診断給付金特約、急性心筋梗塞診断給付金特約、脳卒中診断給付金特約) ・就業不能信用費用保険(付帯特約:入院時のみ保障特約、就業不能時入院費用保障特約、債務繰上返済支援特約) ・就業不能信用費用保険(付帯特約:重度慢性疾患のみ保障特約、債務繰上返済支援特約) ・失業信用費用保険 	<ul style="list-style-type: none"> ・就業不能信用費用保険(付帯特約:急性心筋梗塞および脳卒中のみ保障特約、悪性新生物診断給付金特約、債務繰上返済支援特約) ・就業不能信用費用保険(付帯特約:重度慢性疾患のみ保障特約、債務繰上返済支援特約) ・失業信用費用保険 		
引受保険会社	カーディフ損害保険株式会社 カスタマーサービスセンター 0120-823-270 【受付時間】月曜日～金曜日 午前9時～午後6時(祝日・年末年始を除く)			

【重要事項のご説明について】

- 保険金・診断給付金の支払いには制限条件があります。詳しい保障内容や保険金によるご返済が受けられない場合(免責事項)などお客様の不利益となる事項の説明については、就業不能信用費用保険および失業信用費用保険の「契約概要」「注意喚起情報」で必ずご確認ください。
- 月々のローン返済相当額の保障は、同時に複数の支払事由に該当した場合でも、その月のローン返済相当額が上限となります。
- ご利用いただく保険は、カーディフ損害保険株式会社の引き受けとなりますので、ご不明な点は就業不能信用費用保険および失業信用費用保険の「契約概要」「注意喚起情報」に記載のお問い合わせ先へご連絡ください。

